

知ってほしい



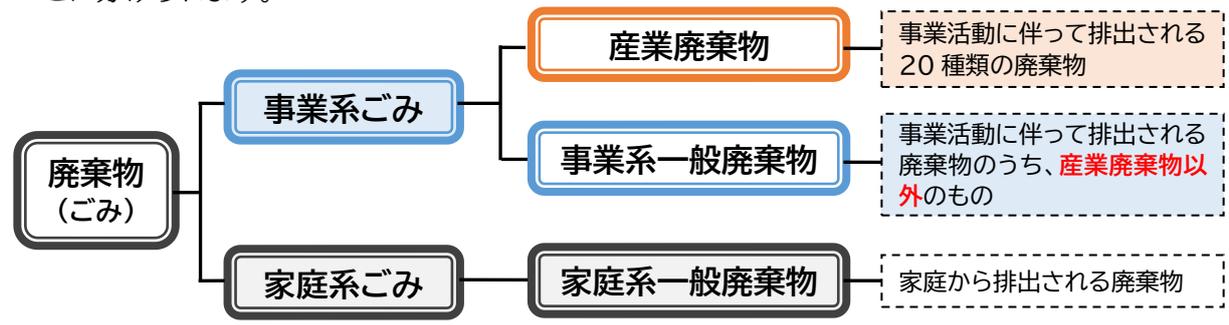
事業系ごみの出し方

～すべての事業者及び従業員の方へお願い～

「事業系ごみ」とは

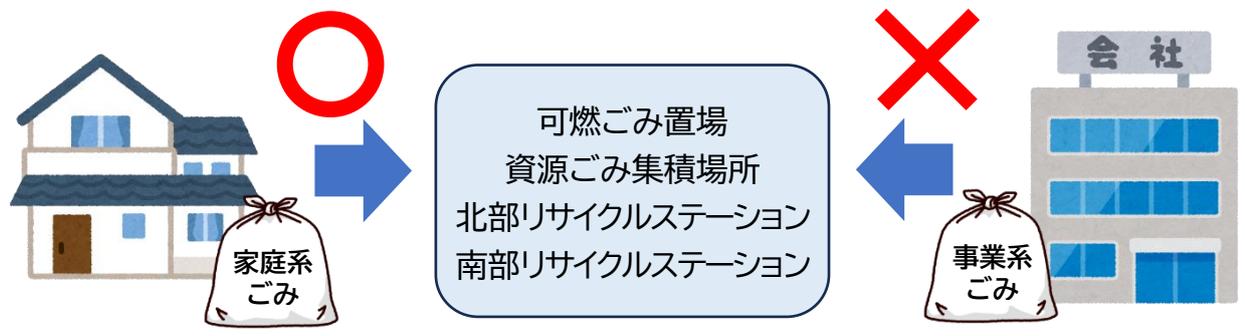
「事業系ごみ」とは、事業活動に伴って排出されるごみのことです。

※事業系ごみは、「産業廃棄物」(法令で指定された 20 種類)と、それ以外の「事業系一般廃棄物」とに分けられます。



◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条及び江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条で、事業者には次の責務があると規定されています。

- 事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理すること
- 事業活動に伴って生じたごみの発生抑制、再使用、再生利用を行い、ごみの減量化を図ること
- 廃棄物の減量、適正処理等について、国や市の施策に協力すること



市が収集するものは「家庭系ごみ」のみです。そのため、「事業系ごみ」は、地域の資源ごみ集積場所及び可燃ごみ置場に出すことができません。また、北部リサイクルステーション(環境事業センター内)、南部リサイクルステーション(布袋駅北側鉄道高架下)への持ち込みもできません。

持ち込みが判明した場合は、指導の対象となることがあります。

「事業系ごみ」は、市で収集する可燃ごみ・資源ごみとして出すことはできません!

※店舗併用住宅(自宅に店舗や事業所がある場合)



- 生活から発生する家庭系ごみと、事業活動から発生する事業系ごみに分別してください。
- 家庭系ごみは市で収集しますので、地域の資源ごみ集積所や可燃ごみ置場に出してください。事業系ごみは市で収集しませんので、排出事業者の責任で適正に処理してください。

事業系ごみの分別

品目		品目の例及び処理方法
一 般 廃 棄 物	古紙	●段ボール、新聞、雑誌、紙パック、オフィス用紙、その他の紙類(包装紙、紙袋、封筒、菓子箱、ノート、メモ用紙等)
		※資源回収業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、リサイクルしてください。 ※ <u>建設業、紙加工品製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。</u> (産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。)
		※機密書類を直接処理できる業者(詳細は直接お尋ねください。 株式会社古屋モールド 扶桑町大字高雄字宮前 161 0587-93-2771 河村商事株式会社小牧リサイクルセンター 小牧市大字林字西山 1949-1 0568-78-0003
	古布	●作業服、制服、タオル、カーテン など
		※資源回収業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、適正に処理してください。 ※ <u>建設業、繊維工業などの業種から発生する古布(繊維くず)は産業廃棄物です。</u> (産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。) ※材質により、産業廃棄物となることもあります。
	生ごみ	●食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ など
		※一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、適正に処理してください。 ※ <u>食料品製造業などの業種から発生する生ごみ(動植物性残さ)は産業廃棄物です。</u> (産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。)
		※食品関連事業者(食品製造・加工業者、食品の卸売・小売業者、飲食店及び食事の提供を伴う事業を行う者)は、食品リサイクル法により、食品廃棄物の減量・リサイクルが義務付けられています。
		※生ごみ処理機等を使用した自己処理やリサイクル施設への搬入などによってリサイクルできることがあります。 ※リサイクルできない場合は、可燃ごみと分ける必要はありません。可燃ごみとして適正に処理してください。
	木くず	●木くず(木製の机・椅子・ロッカー など)
※一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、適正に処理してください。 ※ <u>建設業や木製品製造業などの業種から発生した場合と貨物流通用木製パレットなどは産業廃棄物です。</u> (産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。)		
剪定枝・草・葉	●剪定した枝、刈った草、落ち葉 など	
	※一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、適正に処理してください。 ※剪定枝・草・葉は、江南丹羽環境管理組合に運搬した場合、民間の資源化施設で堆肥化されます。	
可燃ごみ	●汚れのついた紙、リサイクルできない紙 など	
	※一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、適正に処理してください。	

品目		品目の例及び処理方法
産業廃棄物	プラスチック類	<p>●弁当の容器、ビニール袋、発泡スチロール、緩衝材類、その他のプラスチック製品</p> <p>※産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。 ※固形燃料や再生材料にリサイクルできる場合があります。可能な限りリサイクルしてください。</p>
	ペットボトル	<p>●飲料用ペットボトル、調味料用ペットボトル</p> <p>※産業廃棄物処理業者に委託して、リサイクルしてください。</p>
	缶	<p>●飲食用の缶、商品の入っていた缶 など</p> <p>※資源回収業者又は産業廃棄物処理業者に委託して、リサイクルしてください。</p>
	びん	<p>●飲食用のびん、商品の入っていたびん など</p> <p>※資源回収業者又は産業廃棄物処理業者に委託して、リサイクルしてください。</p>
	金属類	<p>●はさみ、刃物類、バインダーの金具、その他の金属製品</p> <p>※資源回収業者又は産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。</p>
	電池	<p>●乾電池</p> <p>※産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。 ※小型充電式電池、ボタン電池は回収協力店での店頭回収を利用してリサイクルしてください。</p>
	廃油・ガラスくず等	<p>①廃油(食用油、ラード、鉱物油、エンジンオイル など)</p> <p>②ガラス・陶磁器くず(コップ等のガラス類、茶わん等の陶器類)</p> <p>③蛍光管、電球</p> <p>④粗大ごみ(机、椅子、ロッカー など ※木製品を除く)</p> <p>※上記①～④は産業廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。</p> <p>⑤パソコン</p> <p>⑥テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機</p> <p>※法律によりリサイクルが義務付けられています。処理については販売店やメーカーにお問い合わせください。</p>

事業所における「ごみ減量」のポイント

① 従業員一人ひとりが「ごみ減量」の意識を持ち、できることから取り組む。

【具体例】

- ・マイボトル、マイ箸など繰り返し使用できるものを使うことを習慣づける。
- ・無駄なコピー、印刷は控える。(回覧、社内メール等を活用する。)
- ・メモ用紙として、使用済みコピー用紙を使う。 など

② 事業所全体で「ごみ減量」に取り組む。

【具体例】

- ・朝礼などを利用して、従業員への啓発を定期的に行う。
- ・ごみの管理責任者を選任する。
- ・過剰包装を控え、簡易包装を推進する。 など

③ 分別を徹底する。

【具体例】

- ・「古紙(リサイクル可)」と「紙くず(リサイクル不可)」を確実に分別する。
- ・部署ごとに分別ボックスを設置する。
- ・ごみの保管場所を整理し、種類ごとの排出場所を明確にする。 など

事業系一般廃棄物の中でも排出割合の高い「生ごみ」を減量するため、食品ロスの削減に積極的に取り組みましょう。また、「古紙」のリサイクル促進に努めましょう。

「食品ロス」の削減

- (1) 需要を予測して適量を仕入れ、在庫管理を適切に行いましょう。
- (2) 食べ切りや使い切りを推奨しましょう。
- (3) フードバンクやフードシェアリングサービスを活用しましょう。

◆食品関連事業者の皆様へ◆

食品ロス削減を目的としたフードシェアリングサービス「こうなんタバマルシェ(タベスケ)」の協力店を募集しています。

お店の PR や売上アップにもつながりますので、ぜひとも参加してみませんか。

※サービス利用にかかる費用は無料となります。



タベスケ

検索

上記QRコードを読み取り、
または検索より協力店ページへ
アクセスします。



【登録申請はこちら】

「古紙」のリサイクル促進

- (1) コピー用紙は、極力再使用する。(裏面を使用する。メモ用紙として使用する。)
- (2) 名刺サイズ以上の紙の分別を徹底する。
- (3) 紙の種類別に分別容器を準備する。(OA用紙、菓子箱・包装紙、雑誌 など)

注意

- ⚠ 市では、随時、収集運搬許可業者が焼却場へ搬入するごみの内容を検査しています。
産業廃棄物のほか、資源化が可能な古紙、木製品等の搬入が明らかな場合は、排出した事業者も行政指導の対象となりますので、分別及び排出の管理徹底をお願いします。

ごみ分別・適正処理の取り組み

江南市内から排出される可燃ごみ(家庭系一般廃棄物・事業系一般廃棄物)は、江南丹羽環境管理組合(環境美化センター)で焼却処理しています。ただし、資源となる古紙の焼却は行っていませんので、資源となる古紙を可燃ごみとして排出している事業者の方は、速やかに分別の徹底に努めてください。資源となる紙類の処理については、古紙回収業者へ引き渡す等の方法があります。

◎リサイクルできる古紙の例

コピー用紙、包装紙、名刺、パンフレット、封筒、はがき、紙箱、紙袋、メモ用紙 など
(大きさの基準は、名刺サイズ以上です。)

⚠️リサイクルできない古紙の例

汚れがついた紙、複写用紙、紙コップ、感熱紙、圧着はがき、タバコの箱 など
(防水・アルミ加工紙、飲食物の付着した紙は、資源化できません。)

※上記、リサイクルできない古紙の例にある複写用紙、紙コップ、感熱紙、圧着はがき、タバコの箱といった加工のされた紙類を処理できる古紙業者もいます。詳しくは江南市環境事業センターへお問い合わせください。

事業所から排出されるごみも分別が必要です

【ごみの分別はきちんとできていますか】

下の写真は、江南丹羽環境管理組合の焼却場で行われた、事業所から出た可燃ごみの分析調査の様子と、調査時にごみの中から出てきた資源となる紙類(新聞・ダンボール・雑誌・雑紙)です。焼却場で可燃ごみのごみ質組成調査を行った結果、紙・布類が多くを占めており、特に新聞・雑誌等が多く混入していることが分かりました。

ごみの分別とごみの減量は、排出者である私たち一人ひとりの行動がポイントです。資源の有効利用・ごみの減量にご協力ください。



<資源となる紙類>



<以下の資源ごみを可燃ごみに混ぜないでください>

- 新聞紙 ●ダンボール ●雑誌 ●雑紙 ●空き缶(アルミ)
- 空き缶(スチール) ●空ビン ●ペットボトル

業 者 名	住 所	代 表 者 名	電 話
(株)大栄工業	江南市赤童子町大堀19	佐藤全宏	0587-55-3151
(株)倉衛工業	江南市古知野町北屋敷111	倉地一也	0587-54-4356
(有)ホテイクリーン	江南市安良町地蔵78	古田一二三	0587-56-4028
大和インタープライズ(株)	江南市上奈良町久保144	南村朋幸	0587-54-4612
(株)中部クリーンシステム	扶桑町大字南山名字名護根15-1	佐藤昌永	0587-92-3807
シバタ(株)	江南市古知野町桃源46	柴田伊佐雄	0587-56-2948
内藤商店(株)	江南市布袋町南64	内藤昇彦	0587-56-3182
(有)タツミ産業	江南市島宮町桐野149	脇田守康	0587-55-3446
(有)シンセイ	一宮市明地字東下城78-1	永井宏典	0586-69-3056
(有)江南紙原料	扶桑町大字南山名字名護根5	国本文一	0587-93-6277
(株)富士商行	春日井市桃山町3-191	金光博彦	0568-82-0789
東海装備(株)	名古屋市瑞穂区大喜町5-17	伊藤俊三	052-841-8627
(有)ケーアイ	北名古屋市沖村権現5	国本勇	0568-24-0279
福田三商(株)	名古屋市南区千竈通2-14-1	林寛子	052-825-2111
(株)紙資源名古屋	江南市般若町南山163-1	加藤友美	0587-54-6779
大和エネルギー(株)	春日井市明知町1510番地1	下別府正樹	0568-37-0010
(株)愛北産業	岩倉市曾野町709	佐藤友佑	0587-66-2113
大成環境(株)	小牧市大字本庄字山之内1251-9	井田敏之	0568-78-0277
(株)富田商店	北名古屋市沖村天花寺7	富田昭夫	0568-23-3221
(有)芳村商店	春日井市大泉寺町443-502	芳村暢昭	0568-84-2587
木曾川環境クリーン(株)	一宮市木曾川町黒田字松山東南ノ切56	松本年夫	0586-86-8271
(株)トータルライフサポート	岐阜県羽島郡岐南町伏屋2-16	松尾純一	058-240-6080
(株)ハニダ	扶桑町大字南山名字野田浦48	埴田美	0587-93-2995

その他

■事業系ごみQ&A

Q1 少量であれば、家庭系の資源ごみ集積場所や可燃ごみ置場に出してもよいのですか？

A1 事業系ごみは、量の多少にかかわらず出すことができません。

Q2 従業員の個人ごみ(飲食物、弁当容器等)は、どのように処理すればよいのですか？

A2 容器は資源回収業者に引き渡してリサイクルするか、産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。飲食物の残り(生ごみ)は、生ごみ処理機等でリサイクルするか、一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託してください。

一口メモ

飲食店・食堂などでは、グリストラップを定期的に清掃して、汚水をしっかり浄化しましょう。

なお、グリストラップに溜まった油分は、産業廃棄物として処理してください。